# 騒音規制法第二条第四項の自動車を定める省令 （昭和四十六年運輸省令第三十七号）

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二条第四項の環境省令で定める自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第二条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車とする。

# 附　則

この省令は、騒音規制法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第百三十五号）の施行の日（昭和四十六年六月二十四日）から施行する。

# 附則（昭和四六年七月一日総理府令第四一号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一二年八月一四日総理府令第九四号）

##### １

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。